

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人砂防学会	論文投稿料(砂防学会誌Vol74)	118,000		令和4年4月12日		公社	国所管
公益社団法人地盤工学会	論文投稿料(第57回地盤工学研究発表会)	105,000		令和4年4月12日 令和4年4月26日		公社	国所管
公益社団法人農業農村工学会	論文投稿料(農業農村工学会論文集No.315)	132,000		令和4年8月5日		公社	国所管
公益社団法人農業農村工学会	学会等参加料(2022年度(第71回)農業農村工学会大会講演会)	136,000		令和4年9月28日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	学会等参加料(2022年度河川技術に関するシンポジウム)	217,000		令和4年7月11日 令和4年7月15日 令和4年7月29日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	論文投稿料(2022年度河川技術に関するシンポジウム)	120,000		令和4年7月29日 令和4年8月26日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	学会等参加料(第25回橋梁等の耐震設計シンポジウム)	110,000		令和4年8月25日 令和4年8月26日		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。